

議案第44号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年11月29日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

令和元年の人事院勧告に準じて、本市特別職の給与の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「相当する額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の167.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の172.5」を加える。

第3条第3項ただし書中「相当する額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の167.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の172.5」を加える。

第2条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては」を削り、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

第3条第3項ただし書中「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては」を削り、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(次条において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。